

令和5年度松山市障害者支援施設等における 新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 松山市障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金（以下「補助金」という。）の交付については、松山市障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業及び対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、実施要綱に基づき実施される事業に要する経費のうち、実施要綱第5条に基づき算出した額とする。

(補助金の交付申請等)

第3条 施設等を運営する法人等（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、自主検査後1か月以内に、補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助事業者の実績報告は、前条に規定する申請書の提出をもって替えるものとする。
- 3 第1項の交付決定をもって、補助金の額を確定したものとみなす。
- 4 前項の確定を行ったあとに、補助金を交付するものとする。

(指導監督)

第5条 市長は、補助事業の実施に関して、補助事業者に対し、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 補助事業の実施について、不正の行為等があったとき。

(加算金及び延滞金)

第7条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき 10.95 パーセントの割合で計算した加算額を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったとは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき 10.95 パーセントの割合で計算した延長金を市に納付しなければならない。

(関係書類の保管)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(消費税等に係る税額控除の報告)

第9条 交付申請をした補助事業者は、第3条の補助金交付申請書兼請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第2号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。